平成27年度は、有害物質を扱う業務、設備等を多く保有する機関等を中心に、57機関を対象として実施した。

監査の結果、重大な健康障害や災害に直結するような違反等は認められなかったものの、一部に法規の理解不足等に起因する誤りが認められたので、その是正の指示その他必要な指導を行った。

3　災害補償実施状況監査

職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び福祉事業が法律、規則等に適合して行われることを確保することを目的に、その実施状況について監査を行うとともに、不当事項等を発見したときには、その是正の指示その他必要な指導を行う災害補償実施状況監査を毎年実施している。

平成27年度は、平成25年４月１日以降に行われた公務上の災害又は通勤による災害の認定並びにこれらの災害に係る補償及び福祉事業の実施状況を中心に、18機関を対象として実施した。

監査の結果、全体的にはおおむね良好に処理されていると認められたものの、一部に法規の理解不足等に起因する誤りが認められたので、その是正の指示その他必要な指導を行った。

第９節　服務及び懲戒

国公法第96条第１項は、服務の根本基準として、「すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定している。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、職務上知り得た秘密を守る義務、争議行為及び信用失墜行為の禁止、政治的行為の制限、私企業からの隔離などの職員に対する服務上の制限を課している。また、服務規律保持のために、非違行為に対する懲戒制度が設けられている。

これを受けて、任命権者においては、職員に服務義務違反が生じた場合に、速やかにその事実関係を十分把握した上で懲戒処分を行うなど厳正に対処することが求められる。また、人事院においても各府省等に対し、従来より種々の機会を通じて、服務規律の保持と再発防止策の実施について徹底を図っている。

1　服務

職員の服務に関する事項のうち、政治的行為の制限、私企業からの隔離等については人事院が直接所掌している。これらの事項については、制度の周知徹底や適正な運用の確保を図るため、平成27年度においても、各府省等に対し、担当者会議や日常の具体的事例に関する照会回答等の機会を通じて、適切な処理についての指導を行った。

また、服務制度全般の趣旨を徹底させるため、本府省、地方支分部局等の人事担当者を対象に服務及び懲戒制度の説明会を実施しており、平成27年度においても、人事院の本院（参加者91人）及び全国９か所（参加者464人）で開催し、制度の周知徹底を図った。

2　懲戒

⑴　懲戒制度の概要、懲戒処分に関する指導等

各府省等の任命権者は、職員が、①国公法若しくは倫理法又はこれらの法律に基づく命令に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれかに該当するときは、当該職員に対し、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができることとされている（国公法第82条第１項）。その具体的手続は、国公法及び規則12－０（職員の懲戒）に定められている。

任命権者が懲戒処分を行うときは、職員に処分説明書を交付することとされている。人事院は各府省等からその写しの提出を受けて、毎年の懲戒処分の状況を把握・公表するとともに、必要に応じ各府省等に対し指導・助言を行うなど、懲戒制度の厳正な運用について徹底を図っている。

⑵　懲戒処分の状況

平成27年に懲戒処分を受けた職員総数は284人（免職19人、停職50人、減給141人、戒告74人）であり、前年に比べて83人減少している。昭和32年の集計開始以来、初めて処分数が300人未満となった。

処分数を府省等別にみると、法務省が最も多く、次いで厚生労働省、国税庁の順になっている。また、処分の事由別にみると、公務外非行関係（窃盗、暴行等）、一般服務関係（欠勤、勤務態度不良等）、交通事故・交通法規違反関係の順に多くなっている。

平成27年中において、懲戒処分を行った事例としては、以下のようなものがあった。

●　スポーツの大会等を対象とした賭博事案

ワールドカップブラジル大会の試合を利用して賭博場を開いて利益を図ったり、そのほかにも多数回にわたりプロ野球及びサッカーの試合を利用して多額の現金を賭ける賭博をして利益を図ったとして、法務省の職員１人に対して免職処分が行われた。また、このほかに賭博にかかわったとして、職員２人に対して停職処分、１人に対して減給処分、１人に対して戒告処分が行われた。

●　不正アクセスによる情報流出事案

厚生労働省において、日本年金機構への不正アクセスによる情報流出事案に関して、情報セキュリティーポリシー等に基づく適切な対応が行われなかったとして、担当職員４人に対して戒告処分が行われた。また、このほか９人に対して訓告、１人に対して厳重注意の措置が行われた。

各任命権者は、懲戒処分が行われるべき事件が刑事裁判所に係属している間においても、人事院の承認を経て、適宜、懲戒処分を行うことができることとされている（職員が、公判廷における供述等により、懲戒処分の対象とする事実で公訴事実に該当するものがあることを認めている場合には、人事院の承認があったものとして取り扱うことができる。）。この手続により、平成27年においては、７府省等で11人（免職９人、減給２人）に対して懲戒処分が行われた。

3　兼業

⑴　営利企業の役員等との兼業

国公法第103条並びに規則14―17（研究職員の技術移転事業者の役員等との兼業）、規則14―18（研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業）及び規則14―19（研究職員の株式会社の監査役との兼業）により、研究職員は、所轄庁の長等の承認があった場合は、営利企業の役員等の職を兼ねることができるとされているが、平成27年において、所轄庁の長等が新たに承認をしたという人事院への報告はなかった。

⑵　自営に係る兼業

国公法第103条及び規則14―８（営利企業の役員等との兼業）により、職員は、所轄庁の長等の承認があった場合は、自ら営利企業を営むことができるとされている。

所轄庁の長等が自営に係る兼業を承認したとして、各府省等から人事院に報告のあった件数の合計は、平成27年は461件であった。兼業の主な内容は、マンション・アパートの経営、駐車場・土地の賃貸、太陽光電気の販売などとなっている。

⑶　株式所有による経営参加の報告

国公法第103条及び規則14―21（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）により、職員は、株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある場合は、所轄庁の長等を経由して人事院に報告し、人事院が職務遂行上適当でないと認める場合は、その旨を当該職員に通知すること等が定められている。平成27年において、職員１人から当該報告があったが、職務遂行上適当でないとは認められなかった。

第６章　職員団体

一般職の国家公務員（行政執行法人職員を除く。）は、国公法第108条の２の規定により、警察職員及び海上保安庁又は刑事施設で勤務する職員を除き、勤務条件の維持改善を図ることを目的として職員団体を結成することができることとされている。

平成27年度は、職員団体制度の周知徹底を図るため、全国６か所において、本府省及び各府省の地方支分部局等の担当者に対する説明会を開催した。